

【新型コロナウイルス】クイーンズランド州がニューサウスウェールズ州及び首都特別地域（ACT）全域を感染多発地域に追加指定（8月8日午前1時より）

2020年8月5日
在ブリスベン総領事館

●5日、パラシェ・クイーンズランド（QLD）州首相は、8月8日（土）午前1時より、QLD州が指定するCOVID-19感染多発地域（ホットスポット）に、新たにニューサウスウェールズ（NSW）州及び首都特別地域（ACT）全域を指定することを発表しました。

州首相の発表概要

●NSW州及びACT全域が州首席医務監により、ホットスポットに指定され、8日（土）の午前1時から、僅かな例外を除き、これらホットスポットからのQLDへの入州は全て拒否されることとなる。これらホットスポットから戻るQLD州民は、政府指定宿舎において14日間、自己負担による隔離を行わなければならない。

●本措置は、ビクトリア州やNSW州の感染状況に鑑み、QLD州民と経済を守るためのものである。8月末に本措置の見直しが行われる。

●州境付近の住民及びトラック運転手のように必要不可欠な職業従事者のみ越境が許可されることとなろう。人道的理由を含む例外は限定的なものとなり、州境付近住民は、住所の証明と写真付きIDが示される場合に、越境許可証が発行される。

●あまりにリスクが大きいため、州民には他州を訪問しない様要請する。QLD州に留まり、安全を確保して頂きたい。

本件に関する州首相の5日付メディア・リリースについては、以下（英文のみ）をご覧ください。

<http://statements.qld.gov.au/Statement/2020/8/5/queensland-border-closed>

QLD州が指定するCOVID-19の感染多発地域（ホットスポット）については、以下（英文のみ）をご覧ください。（※本件に関する情報は今後反映予定とされています）

<https://www.qld.gov.au/health/conditions/health-alerts/coronavirus-covid-19/current-status/hotspots-covid-19>

Q & Aを含む、入州制限に関する州政府HPは、以下（英文のみ）をご覧ください。

<https://www.qld.gov.au/health/conditions/health-alerts/coronavirus-covid-19/current-status/public-health-directions/border-restrictions>

この領事メールは、在留届にて届けられたメールアドレスおよび「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されています。

<問い合わせ先>

在ブリスベン日本国総領事館

住所：Level 17, 12 Creek Street, Brisbane QLD 4000

電話：07 3221 5188 / FAX 07 3229 0878

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のURL から停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

また、「たびレジ」は日本国籍の無い方でも登録可能ですので、本メールの受信を希望する方には、是非「たびレジ」登録をご案内下さい。

（良くある質問） <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/faq.html>